一般社団法人 日本雲南総商会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本雲南総商会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田に置く。

(用語の定義)

第 3 条本定款において使われる書面とは本法人が指定した書式による文書、または任意の 書式による文書(電子書面を含む)をさす。また、入会時に登録している電子メールアドレ スからの発信による本法人事務局への通知、連絡も書面と認める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 当法人は、会員に対して情報の供与、会員間取引の支援や交流会を行うことで、 日本と中華人民共和国雲南省の発展及び会員の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

- 2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 見本市、展示会の開催及び取次又は代行
 - (2) 会員の商品又はサービスの取引を促進するための商談会の開催
 - (3) 会員間取引又は投資を安全で円滑に行うための企業コン
 - (4) サルティングと仲介
 - (5) 人材育成、能力開発のための教育事業
 - (6) 日本企業の中国進出と中国企業の日本進出の支援及び情報の発信と提供
 - (7) 日本又は中国のマーケティング・リサーチ及び経営情報の調査、収集及び提供
 - (8) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会員等

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、設立時社員、正会員をもって一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会する法人又は団体及び在外の法人又は団体。当法人が実施する活動に参加すること、当法人が正会員に限定して発信する各種情報やサービスの提供を受けることができる。

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人。

(入 会)

第7条 当法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込を提出するとともに、定款 及び諸規定を遵守し、当法人の活動に積極的に参加することを誓約するものとする。

- 2 前項の提出があった場合は、理事会は、別に定める入会基準に照らし入会の可否を決定するものとする。
- 3 会員は、当法人の会員であることを表明する場合にあっては、正会員、賛助会員の別を、それぞれ明らかにして行うものとする。

(経費の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 既に納付した入会金及び会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

(会員の退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届書面を届け出ることにより、任意に退会することができる。但し、退会の届出は退会の1ヶ月以上前に行わなければならないものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会できるものとする。

(除 名)

第10条 会員が当法人の趣旨にふさわしくない行為を行ったと社員総会が合理的に判断し、かつ総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって 当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ書面をもって通知するとともに、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前10条の場合のほか、会員は次に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費等を滞納したとき
- (2) 総社員の同意があったとき
- (3) 死亡または会員である団体の解散
- (4) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき.

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前11条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員 としての権利を失い、義務を免れる。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、社員をもって構成する。

(権 限)

- 第14条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事の選仟又は解仟
 - (3) 予算、決算及び計算書類等の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他総会で決議するものとして定款で定められた事項

(開催)

第15条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後 2か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

- 第16条 総会の招集は、理事会が決定し、代表理事が招集する。
 - 2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、 他の理事が、これに代わる。
 - 3 総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して書面をもって発する。

(議 長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

- 第19条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員の議決権の過半数を 有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
 - 2 当法人の定款変更及び社員の除名については、出席社員の3分の2以上の議決をもってこれを行う。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
 - 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 議事録は、総会の日から当法人の主たる事務所に10年備え置くものとする。

第5章 役員等

(役員及び監事の設置等)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 4名以上15名以内

専務理事 1名

常務理事 1名

監事 2名以内

- 2 理事のうち2名を代表理事とする。
- 3 代表理事は、会長・理事長とする。また、副会長・顧問を若干名置くことができる。

代表理事・会長

1名

代表理事 ・理事長

1名

副会長・顧問

若干名

(選任等)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
 - 2 専務理事、常務理事は、理事会の決議のよって理事の中から選出する。
 - 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の 関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる 相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて はならない。

(理事の職務権限)

- 第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 2 専務理事は当法人の業務を執行する。
 - 3 会長、理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
 - 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 増員及び補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時 までとする。
 - 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選 任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解 任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上の出席であって、出席者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、理事会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(顧問、相談役及び参与の設置)

- 第29条 当法人に顧問、相談役及び参与を置くことが出来る。
 - 2 顧問、相談役及び参与は理事会の議を得て会長が委嘱する。

第6章 理事会

(構 成)

- 第30条 当法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職
 - (4)総会における決議事項の決定
 - (5) 定款及び規則の変更
 - (6) その他定款に別に定める職務

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
 - 2 会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、 書面をもってその通知をしなければならない。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
 - 2 出席した理事から会長は議事録署名人を2名指名する。
 - 3 指名された理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(常任理事会)

- 第36条 理事会の決議を執行するため、常任理事会をおくことが出来る。
 - 2 常任理事会の構成は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び監事をもって構成する。

第7章 基 金

(基金の拠出)

- 第37条 当法人は、役員、社員、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。
 - 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
 - 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項 を清算人において別に定めるものとする。

第8章 計 算

(事業年度)

- 第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。 (事業計画及び収支予算)
- 第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の承認を経て、第1号、第2号及び第3号の書類については、定時総会に報告しなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (4) 財産目録
 - 2 前項第2号及び第3号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(特別の利益の禁止)

第42条 当法人は、当法人の社員、役員若しくは使用人、基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

第9章 解散及び合併

(解散)

- 第43条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする事業の成功の不能

- (3) 合併
- (4) 破産
- 2 前項第1号の事由により、当法人が解散するときは、総会に出席した社員総数の3 分の2以上の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又 は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(合併)

第45条 当法人が合併しようとするときは、総会に出席した社員総数の3分の2以上の 承認を得なければならない。

第10章 附 則

第46条当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 初鹿野 惠 蘭

設立時理事 関 晃 典

設立時理事 峯 尾 武 巳

設立時代表理事 初 鹿 野 惠 蘭

第47条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都八王子市東浅川町 533 番地 7

初鹿野 惠 蘭

神奈川県三浦郡葉山町堀内 1775 番地

関 晃 典

埼玉県吉川市栄町876番地3-209号

峯 尾 武 巳

第48条本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本雲南総商会設立のため、社員初鹿野惠蘭外2名の定款作成代理 人である司法書士五十嵐敬夫は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和2年2月12日

設立時社員 東京都八王子市東浅川町 533 番地 7

初鹿野 惠 蘭

設立時社員 神奈川県三浦郡葉山町堀内 1775 番地

関 晃 典

上記3名の定款作成代理人

司法書士 五十嵐 敬 夫